

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が、令和 6 年 12 月 5 日付け R06-01050-02502 で審査請求人に対して行った公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）は、結論において妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

I 開示請求の内容

審査請求人は、令和 6 年 11 月 23 日付けて、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して、以下の①ないし④（以下、それぞれ「設計図面①」ないし「設計図面③」及び「設計書④」という。）について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- ①長崎県庁舎（2018 竣工）の設計図面（建築・電気・機械・外構）の PDF データ
- ②長崎県庁舎（2018 竣工）の設計図面（建築・電気・機械・外構）の CAD データ（jw_cad）
- ③長崎県庁舎（2018 竣工）の設計図面（建築・電気・機械・外構）の BIM データ（.pla archicad）
- ④長崎県庁舎（2018 竣工）の設計書（建築・電気・機械・外構）の PDF データ

2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、設計図面①ないし③について令和 6 年 12 月 5 日付けて、開示することにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためとして本件処分を行い、審査請求人に通知した。

なお、実施機関は、設計書④について、令和 7 年 1 月 21 日付けて公文書部分開示決定を行っている。

3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し令和 6 年 12 月 9 日付けて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

I 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消し、設計図面①のみを開示するよう求めます。」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張している審査請求の理由は、「実施機関が不開示とした設計図面①は既に建設工事等において公にされている情報であって、不開示とすべき理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っていると考えます。」というものである。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

I 原処分を行った理由

(I) 条例第7条第6号について

本件開示請求に記載されている県庁舎の施設の状況を明らかにすると、犯罪の敢行を企図する者に対し犯罪を誘発し、又は帮助することになりかねないばかりか、行政活動に著しい支障をきたすことにもなる。このような意味においても、本件開示請求は条例第7条第6号に規定する不開示情報が記録されている公文書に該当するものである。

本件開示請求を開示することにより、生じる具体的な支障は、おおむね次のとおりである。

ア テロ等の可能性の増大

各都道府県庁舎に対する爆破予告などの例からも分かるとおり、庁舎は暴力的手段をもって国家体制の転覆を企図する集団の標的となる可能性がある。本件庁舎の場合についても、テロ、ゲリラ行為の標的となる可能性を否定できないことから、このような行為を企図する者に対して有益な情報となり得る本件庁舎の図面を提供することになる。

イ 庁舎管理上の支障

(略) 監視室や知事室などの位置及び規模が明らかになると、県庁舎を管理する上での特定施設の配置状況が判明することになるため、行政活動の混乱を企図する者に対して有益な情報を提供することになる。

また、施設の出入口から階段、内部通路に至る経路、トイレ、給湯室、倉

庫等（略）、本件庁舎への侵入経路及び逃走経路、爆発物の設置場所の選定に有益な情報を提供することになる。

ウ 情報管理上の支障

個人情報その他のセンシティブな情報を保有している部署の位置及び規模が明らかになることにより、当該情報の入手を企図する者に対して有益な情報を提供することになる。

特定冊子の中に庁舎平面図を掲載しており、知事室の場所や、部屋の名前も記載されているが、例えば知事がどこに座っているかといった詳細なレイアウトは明らかにされていない。行政棟の設計図面では、部長室などの諸々の部屋の詳細の配置や壁の厚みなどが推測できるものとなっており、悪用する者にとっては有益な情報となってしまう。また、電気工事、衛生設備、空調設備、通信関係、火災報知設備、監視カメラ設備などの各種配線、配管などの情報が明らかになってしまう。

（2）一部開示の可能性について

本件公文書の一部開示については、不開示とした部分に何か重要施設が存在していることが容易に想像できること、本件公文書が設計図であるという特殊性から、図面上で当該重要施設の配置状況を確認できること等から、適当ではないと判断した。

2 審査請求の趣旨及び理由に関する部分に対する意見

審査請求人は審査請求書において、設計図面は既に建設工事等において公にされている情報であって不開示とすべき理由はない旨主張している。

しかしながら、設計図面は、入札参加者に対して交付されたものであり、当該工事の見積以外には使用しないことを条件としているため、公にされているものではない。

3 結論

再度検討の結果、上記、審査請求の趣旨及び理由に関する部分に対する意見で述べた理由により、原処分を変更せず「不開示」のままとする。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のように判断する。

I 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかに

するとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあっては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

2 条例の規定について

(1) 条例第7条第3号について

本号は、開示請求に係る公文書に、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるものを不開示とすることを定めている。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもののその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、上記に掲げるものであっても、開示するものと規定している。

(2) 条例第7条第6号について

本号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示とすることを定めている。

ア～オ 略

ここで「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」の「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」についても、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が必要であると解されている。

3 本件処分について

前記第3の本件審査請求の内容から、当審査会は、本件処分のうち設計図面①の不開示情報該当性について検討することとする。当審査会において設計図面①の一部を見分し、実施機関に確認したところ、次のように判断した。

(1) 条例第7条第3号該当性について

実施機関によると、設計図面①は、県の職員が作成したものではなく、長崎県新庁舎建設の基本構想のもとに県が策定した基本設計方針を実現すべく、設計業者に委託料を支払い作成させた実施設計とのことであった。

そうすると、設計図面①は、当該設計業者が相当の報酬を得て企画力、技術力及びデザイン力を駆使し、工夫を凝らして独自に作成したものであり、設計図面の内容を公にした場合、そのアイデアやノウハウ等が公になり、当該設計業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと思料する。

したがって、設計図面①は条例第7条第3号に規定する不開示情報に該当するものと認められる。

(2) 条例第7条第6号該当性について

実施機関は、設計図面①の不開示情報該当性について前記第4記載のとおり主張している。庁舎管理について言うと、例えば、部外者に対する厳重な警備や庁舎配置図の非公表などが徹底されていれば、庁舎管理上の支障があるとする実施機関の主張も首肯できる。実際、長崎県庁舎の執務室の配置は、庁舎内案内表示や特定冊子において広く一般に明らかにされており、県職員以外の執務室内立ち入り禁止のセキュリティラインはあるものの、（略）相当の範囲を自由に歩いて見てまわることができる。

これらの状況を踏まえると、設計図面①が既に公表されている情報よりもさらに詳細図面であるにしろ、これを開示することと、実施機関が主張する庁舎管理上の支障があるということには、おおよそ因果関係があるとは認められない。ただし、電気配線図については公表されていないことから、当該設計図面の開示によって庁舎管理上支障があるということは認められる。

そうすると、設計図面①全体について、条例第7条第6号に規定する不開示情報が記録されている公文書に該当するものとして不開示決定を行った実施機関の判断は妥当とは言えない。

以上のことから、実施機関は、本件処分における設計図面①全体の不開示理由について、条例第7条第6号ではなく、条例第7条第3号に規定する不開示情報に該当するためとすべきであったものと言える。ただし、その一部については、条例第7条第6号該当性も認められる。

しかしながら、設計図面①はすでに不開示決定されていることから、改めて原処分を取り消して条例第7条第3号を適用する意味は無く、原処分を維持することが適当と思料する。

なお、工事施工の入札参加希望者に対し、当該設計図面を含む設計図書等が有料頒布されているが、入札にかかる見積もり以外の使用禁止や第三者への提供・

貸借・閲覧禁止など厳重な管理による守秘義務を課したことであり、広く一般に公表されたものではないことを確認した。

4 結論

以上のことから、前記「第Ⅰ 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和7年5月9日	・実施機関から諮詢書を受理
令和7年8月21日	・審査会（実施機関聴取及び審査）
令和7年10月3日	・審査会（審査）
令和7年10月7日	・答申

答申に関与した長崎県情報公開審査会委員

氏名	役職	備考
佐藤烈	長崎新聞社取締役経営企画室長	
塩飽昂志	弁護士	会長職務代理者
久部香名子	司法書士	
松尾和子	行政経験者	
横山均	長崎県立大学地域創造学部長	会長